

〔第1問〕 特許法の目的

1. (1) 特許法は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もって産業の発達に寄与することを目的とする（1条）。
(2) 各国の産業の発達は、新規発明の公開による技術の累積進歩を通じて達成される。
しかし、発明者に何ら保護を与えなければ発明の開示促進が図れず、創作意欲も減退する。一方、第三者に発明利用の機会を与えないのは産業政策上妥当でない。
そこで、法は、発明者に対する一定期間の独占権付与による保護と権利の制約を受ける第三者の利用との間に調和を求めつつ、産業の発達を図っている（1条）。
2. 発明の保護
発明の保護は、以下の実体的保護と手続的保護に大別される。
 - A. 実体的保護
 - (1) 設定登録後
 - ① 特許権による保護（68条）
特許権とは、業として特許発明を独占排他的に実施しうる権利をいい（68条）、最終的かつ最大の保護形態として付与される権利である。
 - ② 特許権の存続期間の延長による保護（67条2項、4項等）
特許権の存続期間の延長とは、特許権の存続期間を延長することをいい（67条2項、4項）、他の法律の規制や審査の遅延により侵食された独占期間を回復し、特許権による保護の実効を図る趣旨で認められるものである。
 - (2) 設定登録前
 - ① 特許を受ける権利による保護（29条1項柱書）
特許を受ける権利とは、国家に対し特許権の付与を請求しうると共に発明の支配を目的とする権利をいい、発明完成から特許権発生までの利益状態を保護する趣旨で認められる権利である。
 - ② 補償金請求権による保護（65条）
補償金請求権とは、公開発明を業として実施した者に対し一定額の補償金の支払いを請求しうる権利をいい（65条1項）、公開発明を実施されたことによる出願人の損失を填補する趣旨で認められる権利である。
 - B. 手続的保護
 - (1) 拒絶理由の限定的列挙（49条）により、審査官の恣意を排除し、審査の適正化が図られ、出願人の利益が保護されている。
 - (2) 審査官の拒絶理由通知に対して意見書による弁明の機会を与えることによっても、出願人の保護が図られている（50条）。
 - (3) 出願当初から完全な明細書等を作成することが困難なことを考慮し、出願後に明細書等の補正を認めることにより出願人の保護が図られている（17条等）。
 - (4) その他、改善多項制（36条5項、6項）により発明が多面的に保護され、発明の単一性（37条）により出願人の便宜が図られている。
また、出願分割（44条）により発明の単一性の不備が救済され、出願変更（実10条等）により出願形式の瑕疵是正の機会も認められている。
更に、国内優先権（41条）により改良発明が包括的に保護され、審判（121条）等による行政処分の是正による保護も図られている。

3. 発明の利用

発明の利用は、以下の公開利用と実施利用に大別される。

A. 公開利用

出願公開（64条、64条の2）、国内公表（184条の9）により発明が公表されると、それらが文献的・研究的利用に供され、発明の実施化への橋渡しとなり、産業の発達に貢献することになる。

ここに、「出願公開」とは、出願日から1年6月を経過したとき又は出願人による出願公開の請求があったときに、審査段階のいかんにかかわらず出願内容を公表する制度をいう（64条、64条の2）。

B. 実施利用

発明は、実施されることにより直接的に産業の発達に貢献するものであり、かかる観点からの利用形態としては、以下のものが考えられる。

(1) 特許権者の実施

特許権者自らの実施により産業の発達に寄与する利用形態である。

(2) 実施権者の実施

実施権者の実施によっても産業の発達は図られ、実施権には以下の種類がある。

① 専用実施権・許諾による通常実施権（77条、78条）

特許権者の自由意思に基づき設定される実施権である。

なお、平成20年改正により、特許を受ける権利に基づいて仮専用実施権の設定、仮通常実施権の許諾をすることもできることとなった（34条の2、34条の3）。

② 法定実施権（35条、79条、79条の2、80条、81条、82条、176条）

公平の観念又は事業設備の保護等の観点より、法律上当然に認められる通常実施権である。

③ 裁定実施権（83条、92条、93条）

発明の有効利用を図るために強制的に設定される通常実施権である。

(3) 法に基づく自由実施

① 特許権の効力が及ばない範囲での実施（69条）

研究の奨励、国際交通の便宜等から特許権の効力を制限し、その範囲内では第三者の自由実施が認められる。

② 特許権消滅後の自由実施

存続期間満了（67条1項）、特許無効審決の確定（125条）、放棄（97条）等により特許権が消滅した後は、発明が社会に開放され、第三者の自由実施が確保される。

4. 発明の保護・利用と産業の発達との関係

上述のごとく、法は、発明の保護と利用との調和を求めつつ技術の累積進歩を図り、これにより産業の発達を図ることを目的とする（1条）。即ち、両者の関係は、発明の保護と利用を手段として究極目的たる産業の発達を図るという関係にある。

従って、かかる関係より、法目的達成のためには、真に産業の発達に貢献しうる発明を保護するとともに、発明の有効利用を図る必要がある。

そこで、法は、特許権の付与に際して一定の特許要件（29条等）を要求する一方、公開及び実施を通じて発明の利用促進を図っている。

以上